

関係府省により「痴漢撲滅パッケージ」をまとめましたので、その内容をお知らせするとともに、児童生徒等の痴漢被害への適切な対応を依頼するものです。

事務連絡
令和5年3月30日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
各国公私立大学担当課 御中
各公私立短期大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
独立行政法人大学入試センター担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

児童生徒等の痴漢被害への対応について（依頼）

痴漢は、重大な犯罪であって、個人の尊厳を踏みにじる行為であり、断じて許すことはできません。通学や通勤など、日々の生活の中で突如その被害にあった当事者は深く傷つき、その恐怖や苦痛、心身に及ぼす影響は甚大です。

政府による痴漢対策としては、警察による徹底した取締り等による加害者への厳正な対処や、鉄道事業者等と連携した痴漢防止の広報・啓発活動などの取組が行われてきました。また、地方自治体や民間事業者においても、痴漢防止のための各種キャンペーン等が行われてきています。しかしながら、被害は後を絶たず、抜本的な痴漢対策を求める声が高まっています。また、被害にあっても相談や申告ができず、被害の潜在化も懸念されます。

このような状況を踏まえ、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び国土交通省の5府省庁において、関係府省が一体となって取組を強化するため、痴漢対策に取り組んでいく上での基本的な考え方を明らかにするとともに、今後実施する施策を取りまとめたものとして、本日、別添のとおり「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」を取りまとめました。

パッケージでは、学校における児童生徒の痴漢被害への対応についても記載されており、そのうち各学校においてご留意いただきたい点について、下記の通り整理しています。各学校において適切な対応が取られるよう、パッケージの内容の周知や取組の一層の強化をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の私立学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれては所轄の学校に対して、各国公私立大学・各公私立短期大学担当課・各国公私立高等専門学校担当課におかれては学内及び附属学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に御周知くださるようお願いいたします。

記

1. 学校における教育について

①通学路における安全確保と安全教育について

地域ぐるみの学校安全体制の整備を図り、痴漢を含む性犯罪が発生しにくい環境づくりを進めるとともに、教職員等の安全教育における指導力の向上や、児童生徒の防犯意識の向上、被害児童生徒への二次被害の防止等が必要です。このため、文部科学省においては、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業や学校安全教室推進事業等により、安全教育の推進に取り組んでいるところであり、引き続きこれらを踏まえた安全教育の取組を行っていただくようお願いいたします。なお、痴漢対策等について、以下の学校安全ポータルサイト（文部科学省×学校安全）に警察庁の関連リンクを掲載しますので、児童生徒に周知するなどして、児童生徒の防犯意識の向上を図るよう併せてお願いします。

【学校安全ポータルサイト（文部科学省×学校安全）】

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

②生命（いのち）の安全教育

子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」について、これまでも実施していただいているところです。この際、もっとも身近な性犯罪である痴漢被害について、例えば一人一人の児童生徒に対し、被害に遭った際や被害を目撃した際の行動や、緊急の場合は迷わず110番通報してもらいたいことを周知することも含めて、引き続き児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえて取り組んでいただくようお願いいたします。

併せて、「生命（いのち）の安全教育」の教材等においては、性暴力の被害を受けた際には各都道府県に設置されているワンストップ支援センター（2.④参照）にも相談するよう取り上げていることから、効果的に周知いただくようお願いし

ます。

2. 痴漢被害に遭った児童生徒等への対応について

①学校における相談体制の充実

(児童生徒について)

痴漢等の性暴力被害を含め、様々な悩みや課題を抱える児童生徒への教育相談体制を充実させるため、文部科学省においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を支援しているほか、SNS等を活用した相談体制の充実を図っているところであり、これらの積極的な活用をお願いします。

(学生について)

各大学等において、痴漢等の性暴力被害も含め、学生から相談しやすい体制の構築、カウンセラー等の専門家との連携等によるきめ細かな対応をお願いします。

②指導要録上の取扱い等について

児童生徒が通学中に痴漢被害に遭った場合、学校を遅刻又は欠席扱いとして記録することによる不利益を被ることを避けるために警察への被害の届け出や相談を諦めるケースが多くあると言われています。

このため、痴漢被害に遭った児童生徒が警察への被害の届け出や通報を行ったことにより、学校を欠席した場合の指導要録の取扱いについて、校長が出席しなくても良いと認める場合には、「欠席日数」として取り扱うことのないようお願いいたします。併せて、遅刻についても同様の柔軟な取扱いをお願いします。

なお、このことにより学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要に応じて、補習の実施等の措置を講じていただくようお願いいたします。

③被害に遭った受験生の受験機会の確保

大学や高等学校等の入学者選抜の時期においては、SNS上等で、試験に遅刻できないがゆえに通報することが困難である受験生の心理につけ込んで痴漢をあおる投稿が相次いでいることが報道されています。受験生が、試験場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合や、痴漢の被害にあった場合などやむを得ない事由により受験機会を失うことのないよう、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、受験機会の確保のための柔軟な対応に努めていただくようお願いいたします。

④ワンストップ支援センターとの連携について

各都道府県に設置されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、被害直後から総合的な支援を行うことで被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る組織であり、電話相談、面談相談のほか、病院や警察への同行支援や医療費負担にも対応しています。さらに、支援しやすい体制の一環として、

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」やワンストップ支援センター全国共通短縮ダイヤル「#8891」（はやくワンストップ）を運用するとともに、性暴力に関する SNS 相談「Cure Time（キュアタイム）」を実施しています。

このことについては、令和4年11月9日付事務連絡（以下 URL 参照）でも周知しているところですが、引き続き、地域の実情に応じて、知事部局、地域のワンストップ支援センター等の関係機関と密接に連携し、SNS 等様々な手法を用いるなど、学校、教職員、生徒等への効果的、かつ適切な周知に御配慮をお願いします。

【令和4年11月9日付事務連絡】

https://www.mext.go.jp/content/20230323_mxt_kyousei01_000014005_2.pdf

【本件連絡先】

（下記以外について）

総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画学習室 男女共同参画企画係

TEL:03-5253-4111（内線 3406）

（痴漢被害に遭った児童生徒への相談体制の充実について）

初等中等教育局 児童生徒課

生徒指導室 生徒指導第二係

TEL:03-5253-4111（内線 3289）

（痴漢被害に遭った学生への相談体制の充実について）

高等教育局 学生支援課 厚生係

TEL:03-5253-4111（内線 2519）

（被害に遭った受験生の受験機会の確保について）

※高校入試について

初等中等教育局 参事官（高等学校担当）付

高校教育改革係

TEL:03-5253-4111（内線 3482）

※大学入試について

高等教育局 大学教育・入試課

大学入試室 入試第三係

TEL:03-5253-4111（内線 4902）

痴漢撲滅に向けた政策パッケージ（概要）

別添

令和5年3月30日 内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省

痴漢は、重大な犯罪である。個人の尊厳を踏みにじる行為であり、断じて許すことはできない。本パッケージは、関係府省が一体となって取組を強化するため、痴漢対策に取り組んでいく上での基本的な考え方を明らかにするとともに、今後実施する施策を取りまとめたもの。

痴漢被害の現状

- 16歳から24歳の女性の**10人に1人**が被害（内閣府調査）
- 被害者の**4分の3以上（76.9%）が10代・20代の若年層**
（令和元年～3年の東京都における検挙。警察庁データ）

特に**若年層の女性にとって身近な性暴力被害**となっている。
（ただし、性別・年齢に関係なく被害者となり得ることに留意が必要）

1. 痴漢対策を進める上での基本認識

- 痴漢は重大な犯罪である
- 痴漢の被害は軽くない
- 被害者は一切悪くない
- 被害者を一人にしてはいけない
- 痴漢は他人事ではない

2. 痴漢撲滅に向けた今後の施策

- | | |
|------------------|--|
| (1) 痴漢を防ぐ取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 痴漢事犯の実態把握○ 重点的な取締りの強化○ 防犯アプリの普及○ 女性専用車両の導入等○ 鉄道事業者間での痴漢防止に係る効果的な取組の共有○ 車内防犯カメラの設置・設置基準の策定○ 通学路等における安全確保と安全教育○ 生命（いのち）の安全教育 |
| (2) 加害者の再犯を防ぐ取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 刑事施設等における性犯罪再犯防止指導等の実施○ 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの実施○ 地方公共団体が実施する性犯罪再犯防止の取組に対する支援 |
| (3) 被害者を支える取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 被害申告・相談をしやすい環境の整備（被害に遭った際や目撃した際にとることが望ましい行動の周知、通報先・相談窓口及び被害申告後の捜査の流れの周知、捜査段階における負担軽減等）○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知と痴漢被害に係る相談対応の充実○ 学校における相談体制の充実○ 痴漢被害を理由とした遅刻や欠席への対応○ 被害に遭った受験生の受験機会の確保○ 警察、ワンストップ支援センター、学校等の連携強化 |
| (4) 社会の意識変革を促す取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 鉄道事業者等と協働した痴漢撲滅キャンペーンの実施○ 若年層の性暴力被害予防月間等を通じた広報啓発○ 学校における広報・啓発活動の推進○ 児童生徒等への痴漢対応に関する取組の周知 |
| (5) 横断的推進のための取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 政策パッケージの確実な実行のための枠組み
（「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議」の開催、継続的なフォローアップの実施等）○ 関係府省が連携した痴漢対策に関する情報発信○ 痴漢被害に関する調査等の実施 |

痴漢撲滅に向けた政策パッケージ

令和5年3月30日

内閣府
警察庁
法務省
文部科学省
国土交通省

1 はじめに

痴漢は、重大な犯罪である。個人の尊厳を踏みにじる行為であり、断じて許すことはできない。通学や通勤など、日々の生活の中で突如その被害にあった当事者は深く傷つき、その恐怖や苦痛、心身に及ぼす影響は、甚大である。

政府による痴漢対策としては、警察による徹底した取締り等による加害者への厳正な対処や、鉄道事業者等と連携した痴漢防止の広報・啓発活動などの取組が行われてきた。また、地方自治体や民間事業者においても、痴漢防止のための各種キャンペーン等が行われてきている。しかしながら、被害は後を絶たず、抜本的な痴漢対策を求める声が高まっている。また、被害にあっても相談や申告ができず、被害の潜在化も懸念される。

このような状況を踏まえ、令和4年6月、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」¹において、令和4年度中に「痴漢撲滅パッケージ」（仮称）を取りまとめることとされた。本パッケージは、これに基づき、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び国土交通省の5府省庁において、関係府省が一体となって取組を強化するため、痴漢対策に取り組んでいく上での基本的な考え方を明らかにするとともに、今後実施する施策を取りまとめたものである。

〔痴漢被害の現状〕

痴漢は、特に若年層の女性にとって身近な性暴力の被害となっている。内閣府が16歳から24歳の若年層を対象に実施したアンケート調査²では、女性の10人に1人以上（10.3%）が痴漢の被害に遭ったことがあると回答している。また、

¹ 令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定

² 内閣府男女共同参画局 令和4年6月「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書」

(https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r04_houkoku.html)

令和元年からの3年間に東京都において検挙された痴漢事犯³のうち、その被害者の4分の3以上(76.9%)が10代・20代の若年層であった。ただし、全体の約3%は男性が被害者となっているなど、性別や年齢に関係なく被害者となり得ることにも留意が必要である。

また、令和3年までの5年間における痴漢事犯(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例における卑わいな行為等を禁止する規定に係る検挙件数のうち「痴漢」として報告を受けたもの)の検挙件数⁴をみると、平成29年から令和元年の3年間は3千件弱で推移したところ、その半数以上は「電車等」における事案であった。令和2年以降は、「電車等」における事案が大きく減少し、合計数も2千件を下回っている(強制わいせつ事犯のうち電車等におけるものの検挙件数についても、同様に、令和2年に大きく減少している。)が、その背景には、鉄道の乗車率の低下などコロナ禍における人々の行動変容の影響があるとも考えられ、社会生活が正常化していく中で、電車等における痴漢被害が再び増加することが懸念される状況にある。また、路上、商業施設等の交通機関以外の場所における痴漢についても、引き続き対策が必要である。

2 痴漢対策を進める上での基本認識

痴漢の撲滅に向けた対策を進めていく上では、次の5つの点を十分に認識して取り組むものとする。また、痴漢防止のための広報啓発活動や関係機関等での研修等を通じて、被害の相談等を受ける立場にある関係者はもとより、社会全体に理解を広げていく。

○ 痴漢は重大な犯罪である

痴漢は重大な犯罪である。個人の尊厳を踏みにじる行為であって、刑法上の罪や都道府県条例上の罪⁵等、該当する罪名にかかわらず、決して許されるものではない。そのことを社会の共通理解とする必要がある。

○ 痴漢の被害は軽くない

痴漢は、被害者の心身を深く傷つける行為である。被害にあったときの恐怖や苦痛の大きさはもちろんのこと、被害後に、学校に行けなくなったり、電車に乗ることができなくなったりする場合があるなど、長期にわたって深刻な影響が生じ得ることを認識する必要がある。痴漢の被害は軽く見るべきものではない。

³ 警察庁データ

⁴ 警察庁データ

⁵ 強制わいせつ罪(刑法第176条)、都道府県のいわゆる迷惑防止条例における卑わいな行為等を禁止する規定違反等

○ 被害者は一切悪くない

痴漢被害にあった被害者を決して責めるべきではない。被害にあったときの服装や乗車時間等を含め、被害者を責めるべき点は一切ない。特に、相談等を受ける立場にある者は、被害者の責任を問うような態度や言葉が、被害の申告や相談をためらわせ、泣き寝入りや二次被害につながることを十分認識する必要がある。

○ 被害者を一人にはいけない

痴漢の被害者に、その苦しみを一人で抱えさせてはいけない。性別・年齢を問わず、被害を受けたときに周囲の人に助けを求めたり、駅や交番で被害申告をしたりしやすくする環境をつくる必要がある。また、被害後においても、専門の相談窓口や通学する学校等において相談ができ、被害者の心情に寄り添った適切なサポートを受けられるようにすることが重要である。

○ 痴漢は他人事ではない

痴漢は、身近にある性犯罪である。特に、自分や家族が電車等を利用する人々にとっては、日々の生活が脅かされる問題である。そして、加害者となることがあってはならないのはもちろんのこと、傍観者となってはならないことや、家庭、職場や学校等で、周囲の人が被害にあった場合に、自らの言動が二次被害を与えかねないことを認識する必要がある。痴漢の被害については、誰もが自分のこととして考え、理解を深められるよう普及啓発を図る必要がある。

3 痴漢撲滅に向けた今後の施策

(1) 痴漢を防ぐ取組

① 痴漢事犯の実態把握（警察庁）

実効的な痴漢対策に資するため、痴漢事犯の検挙件数等についてより詳細な調査・分析（都道府県別・場所別・月別・時間帯別等）を行い、その結果を定期的に公表する。

② 重点的な取締りの強化（警察庁）

痴漢被害が多発する場所、路線及び時間帯を中心とした取締りや、被害者への同行警乗による取締り、必要に応じた捜査員の集中運用など、重点的な取締りを推進する。

③ 防犯アプリの普及（警察庁）

痴漢対策機能を有する防犯アプリは、防犯ブザー、痴漢等の発生状況の発信、110番通報機能等、各地域の実情に応じた運用が都道府県警察でなされており、同アプリについて、ホームページや各種イベント等を通じて周知するなどにより、普及を推進する。

④ 女性専用車両の導入等（国土交通省）

鉄道車両内における痴漢防止対策の一つとして導入されている女性専用車両の導入・定着に向け、導入状況の定期的な公表や関係機関への情報提供を実施する。

⑤ 鉄道事業者間での痴漢防止に係る効果的な取組の共有（国土交通省）

鉄道事業者等の関係者との間で定期的開催している迷惑行為に関する連絡会議等において、痴漢行為の現状や痴漢防止等と呼び掛ける車内アナウンスの工夫等、各鉄道事業者が講じている効果的な対策・取組を共有する。

⑥ 車内防犯カメラの設置・設置基準の策定（国土交通省）

令和3年10月に発生した京王線車内傷害事件等を受けて同年12月に取りまとめた対応策に基づき、車内防犯カメラの設置の基準化について引き続き検討を進める。

⑦ 通学路等における安全確保と安全教育（文部科学省）

地域ぐるみの学校安全体制の整備を図り、痴漢を含む性犯罪が発生しづらい環境作りを進めるとともに、教職員等に対する学校安全教室講習会等を実施し、痴漢を含む性犯罪や性暴力等の課題への対応力や指導力を向上させ、児童・生徒の防犯意識の向上や被害児童・生徒への二次被害の防止を図る。

また、学校における痴漢対策の事例（児童生徒の防犯意識向上、被害児童生徒の二次被害防止等）を周知し、一層の推進を図る。

⑧ 生命（いのち）の安全教育（文部科学省）

痴漢被害も含め、子どもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の全国での学校の取組を推進する。

（2）加害者の再犯を防ぐ取組

① 刑事施設等における性犯罪再犯防止指導等の実施（法務省）

刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）に基づき、平成18年から性犯罪の原因となる考え方に偏りがある者、あるいは自己の感情や行動を管理する力に不足がある者を対象に、性犯罪再犯防止指導を義務付けて実施しているところ、引き続き、同指導において、痴漢により受刑した者に対し効果的な指導を実施していく。

また、少年院においては、少年院法（平成26年法律第58号）に基づき、平成27年から性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められる者を対象に、性非行防止指導を実施しているところ、引き続き、同指導において、痴漢等の経験を有する在院者がいた場合、これに対し効果的な指導を実施していく。

② 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの実施（法務省）

保護観察所においては、更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）に基づき、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者を対象に、心理学等の専門的知識に基づき、その犯罪的傾向を改善することを目的とした性犯罪再犯防止プログラムを実施しているところ、引き続き、同プログラムにおいて、痴漢を含む性犯罪の再犯を防止するための効果的な指導を実施していく。

③ 地方公共団体が実施する性犯罪再犯防止の取組に対する支援（法務省）

法務省において、令和 4 年度に、地方公共団体等が活用可能な性犯罪者に対する再犯防止プログラムを開発・提供したところ、その活用が図られるよう地方公共団体等への支援を行う。

また、令和 5 年度から、都道府県を対象とした再犯防止に関する交付金を交付することとしており、性犯罪者を含め、犯罪をした者等に対する直接支援を実施する都道府県に対し、財政支援を行う。

（3）被害者を支える取組

① 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察庁）

（被害に遭った際や被害を目撃した際にとることが望ましい行動の周知）

被害に遭った際や被害を目撃した際に、被害者や周囲の方がとることが望ましい行動や対応について、国民に対する確に周知する。

（通報先・相談窓口及び被害申告後の捜査の流れの周知）

被害に遭ったり目撃したりして間もない場合等の緊急の場合は迷わず 110 番通報をするよう国民に対して更に周知を行う。また、痴漢被害を相談することができる「痴漢相談ホットライン」等の各都道府県警察の連絡先、その他の連絡先として都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「# 8 1 0 3（ハートさん）」等について周知する。

さらに、被害者等が警察に被害の届出をした後の警察における捜査の流れの概要について、国民に対する確に周知する。

（捜査段階における負担軽減等）

相談・被害の届出を受ける際には、対応する警察官の性別に関する希望を確認するなどして、適切に対応する。また、繰り返し重複した事情聴取を可能な限り行わないようにしたり、実況見分等を実施する場合に被害者のプライバシーの保護に配慮したりするなど、捜査段階における被害者の負担軽減のための取組を更に推進する。

② 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知と痴漢被害に係る相談対応の充実（内閣府）

(ワンストップ支援センターの周知)

全ての都道府県に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）が設置され、性犯罪・性暴力の被害を受けた被害者に対し、被害直後からの医療的支援、法的支援、心理的支援をできる限りワンストップで提供している。痴漢の被害についても、例えばカウンセリング等の心理的な支援や警察への同行支援等、被害者の状況等に応じて必要な支援を提供できることや、全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」について、SNSを活用した広報等により、特に若年層を中心に周知を図る。

(痴漢被害に係る相談対応の充実)

ワンストップ支援センターにおいて、痴漢被害に関する相談を受けた際に、個々の被害の状況を踏まえ、被害者の心情に寄り添いながら必要な支援を行うことができるよう、相談対応の充実を図る。その際、必要に応じて、被害者に対し警察に被害の届出をした後の捜査の流れや司法手続の概要、学校における遅刻等への対応等について情報提供を行うことができるよう、関係機関等との情報共有や連携を推進する。

(相談員等への研修の実施)

ワンストップ支援センター等で、性犯罪・性暴力被害者に対する相談や支援に携わる者が、痴漢被害に関する理解を深め、相談対応や支援を適切に行えるよう、研修や情報提供等を行う。

③ 学校における相談体制の充実（文部科学省）

痴漢等の性暴力被害を含め、様々な悩みや課題を抱える児童生徒への教育相談体制を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を支援しているほか、SNS等を活用した相談体制の充実を図っており、引き続き教育相談体制の充実を図る。

各大学等に対し、痴漢等の性暴力被害も含め、学生から相談しやすい体制の構築、カウンセラー等の専門家との連携等によるきめ細かな対応を要請する。

④ 痴漢被害を理由とした遅刻や欠席への対応（文部科学省）

児童生徒が通学中に痴漢被害に遭った場合、学校を遅刻又は欠席として記録することによる不利益を被ることを避けるために警察への被害の届け出や相談を諦めるケースが多くあると言われている。このため、痴漢被害に遭った児童生徒が警察への被害の届け出や通報を行ったことにより、学校を遅刻又は欠席した場合には、そのことによる不利益を被ることのないよう適切に対応することを教育委員会等に要請する。

通学中に痴漢被害にあった学生が警察への被害の届け出や通報を行ったこ

とにより、大学を欠席した場合の取り扱いについて、当該学生の成績評価や単位の認定等に不利益が生じないように柔軟な対応に努めるよう大学に周知する。

⑤ 被害に遭った受験生の受験機会の確保（文部科学省）

大学や高等学校等に対し、入学者選抜において、受験生が、試験場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合や、痴漢の被害にあった場合などやむを得ない事由により受験機会を失うことのないよう、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、受験機会の確保のための柔軟な対応に努めるよう周知する。

⑥ 警察、ワンストップ支援センター、学校等の連携強化（内閣府、警察庁、文部科学省）

痴漢の被害者から相談を受ける地域の警察、ワンストップ支援センター、学校等が相互に、それぞれが行う対応や提供できる支援の内容等を把握し、被害者の状況に応じて各機関の特徴を活かした支援等につなぐことができるよう連携を強化する必要がある。このため、都道府県警察や全国の教育委員会、大学等に対して、ワンストップ支援センターが性犯罪・性暴力被害者支援の一環として痴漢の被害者への支援を提供できること等を周知し、都道府県警察や学校等において相談等を受けた場合は、必要に応じてワンストップ支援センターを紹介するなど、適切な対応や支援に努めるものとする。さらに、一人一人の児童生徒等に対し、被害に遭った際や被害を目撃した際にとることが望ましい行動について、的確に周知する。また、痴漢の被害に遭った際や目撃した際の通報・相談先について、緊急の場合は迷わず110番通報をしてもらいたいことや、痴漢被害を相談することができる「痴漢相談ホットライン」等の各都道府県警察の連絡先、その他の相談先として各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」やワンストップ支援センターの全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」についても的確に周知する。

（４）社会の意識変革を促す取組

① 鉄道事業者等と協働した痴漢撲滅キャンペーンの実施（警察庁、関係府省）

痴漢発生抑止に向けた啓発や、痴漢の予防策及び痴漢を見逃さず傍観者とならないようにするための広報の継続的な実施に加え、電車内の痴漢の発生実態や予防効果の期待できる時期に合わせた鉄道事業者等と協働したキャンペーン等の実施により、電車内の痴漢撲滅の社会的機運の向上を図る。

② 若年層の性暴力被害予防月間等を通じた広報啓発（内閣府、関係省庁）

政府においては、男女共同参画基本計画において、毎年4月を「若年層の

性暴力被害予防月間」とし、当該期間中、関係府省が相互に連携しつつ、政府一体となって必要な取組を集中的に実施することとしている。痴漢は若年層にとって身近な性暴力となっていることを踏まえ、当該期間中、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体等を活用して、痴漢被害にあったときや、その相談を受けたときの対応等について啓発活動を展開するとともに、関係省庁等と連携し、痴漢を含む性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための予防策や、痴漢は犯罪であり許されないこと、痴漢を撲滅するためには社会全体で取り組む必要があること等について周知し、痴漢撲滅に向けた機運の醸成を図る。動画やポスターの作成等、広報活動の実施に当たっては、若者の意見も聞くなどして効果的な実施に努める。

③ 学校における広報・啓発活動の推進（警察庁、文部科学省）

毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」中、都道府県警察においては、特に教育委員会や学校等の関係機関、企業等と連携し、学校等におけるイベントやオリエンテーション、被害防止教室等の機会を利用して、痴漢被害防止に係る防犯教育や広報啓発活動を推進する。

また、それ以外の時期を含め、学校において実施する防犯教室に、講師として警察官を派遣し、痴漢被害防止を含めた防犯教育を行うなど、学校と警察との連携を更に強化する。

④ 児童生徒等への痴漢対応に関する取組の周知（文部科学省）

児童生徒等の痴漢被害への対応に関する取組をまとめ、全国の教育委員会や大学等に対し改めて周知を行う。

（5）横断的推進のための取組

① 政策パッケージの確実な実行のための枠組み（関係府省）

本政策パッケージに記載された施策について、関係府省による連携の下で確実に実行していくため、関係府省の担当官によって構成する「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議」を開催することとし、各施策の進捗状況を確認するためのフォローアップを継続的に行うこととする。また、本政策パッケージの施策の実施やフォローアップに当たっては、③の調査等の実施や被害者支援に携わる関係機関等からの聞き取り等により、痴漢被害の状況等についての適切な把握に努めるものとする。

② 関係府省が連携した痴漢対策に関する情報発信（関係府省）

本政策パッケージの実施に当たっては、被害者に直接接することとなる警察、学校、ワンストップ支援センター等の関係者に対し、各府省による取組に係る情報が周知され、各地域における関係機関等の連携が円滑に行われる必要があることから、共同での通知等の発出や研修の実施など、関係府省が

一体となって情報発信等に取り組むこととする。また、特に被害に遭いやすい児童生徒・学生を含む若年層に対し、被害防止や被害にあった場合の対応等、必要な情報が確実に届くよう、関係府省で連携して情報発信・提供を行う。

③ 痴漢被害に関する調査等の実施（法務省、警察庁、内閣府）

（犯罪被害実態（暗数）調査）（法務省）

令和5年度に実施することを計画している第6回犯罪被害実態（暗数）調査において、「性的な被害」を含む各種犯罪の被害経験の有無、「痴漢」を含む被害の内容、捜査機関への届出の有無、その理由等について調査を実施する。

（痴漢事犯の実態把握）（警察庁）（再掲：3（1）①）

痴漢事犯の検挙状況等についてより詳細な調査・分析（都道府県別・場所別・月別・時間帯別等）を行い、その結果等を公表する。

（若年層の性暴力被害に関する調査等）（内閣府）

痴漢を含む性暴力被害の状況について、特に若年層の性暴力被害を対象とした調査を実施するとともに、ワンストップ支援センターにおける相談支援の状況等について把握・分析を行う。

5 文科高第 369 号
令和 5 年 6 月 2 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の 殿
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

文部科学省高等教育局長
池 田 貴 城

令和 6 年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

標記の要項について、国公立大学及び高等学校関係団体の代表者等を構成員とする、大学入学者選抜協議会での協議の結果、別紙のとおり合意されましたので通知します。

本年 5 月 8 日付けで、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の 5 類感染症に移行し、合わせて、基本的対処方針や新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されました。5 月 8 日以降、日常における基本的な感染対策については、政府として一律に求めることはせず、個人や事業者において自主的な感染対策に取り組んでいただくこととなります。こうした政府としての方針を踏まえ、5 類感染症への移行後となる今年度の要項においては、新型コロナウイルス感染症の影響が一部残るもの等を除き、コロナ前の形に戻すことを基本としています。

各大学においては、別紙の要項に基づき大学入学者選抜を適切に実施するとともに、引き続き入学者選抜の工夫・改善を進めるようお願いいたします。

また、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

【本件担当】

高等教育局大学教育・入試課大学入試室入試第二係
首藤、平松、清水

T E L : 03-5253-4111 (内線 2495)

E-mail : gaknyusi@mext.go.jp

令和6年度大学入学者選抜実施要項
(令和5年6月2日付け 5文科高第369号文部科学省高等教育局長通知)

第1 基本方針

大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の11(2)を除き、以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。

能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）
- ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）
- ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度

第2 アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。

このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。

さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけでなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定するよう努める。

あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に記述する。

また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。

なお、各大学におけるアドミッション・ポリシーの策定・公表に当たっては、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）及び「教学マネジメント指針（追補）」（令和5年2月24日中央教育審議会大学分科会）も参考にされたい。

第3 入試方法

- 1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（平成29年7月）」（以下「見直しに係る予告」という。）で示した入学志願者本人の記載する資料等*により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法（以下「一般選抜」という。）による。

*入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等。

- 2 一般選抜のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。

(1) 総合型選抜

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、「見直しに係る予告」で示した入学志願者本人の記載する資料*を積極的に活用する。
*入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。
- ② 総合型選抜の趣旨に鑑み、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。
- ③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等*又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。
*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。

(2) 学校推薦型選抜

出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。

- ① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。
- ② 推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた第1に示す三つの要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。

(3) 専門学科・総合学科卒業生選抜

高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込みの入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績等により評価・判定する入試方法。

(4) 帰国生徒選抜・社会人選抜

帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異

なる方法により評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。

(5) 多様な背景を持った者を対象とする選抜

家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者（例えば、理工系分野における女子等）を対象として、入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視し、評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、こうした選抜の趣旨や方法について社会に対し合理的な説明を行うことや、入学志願者の大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を適切に評価することに留意すること。

- 3 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。

第4 試験期日等

- 1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。

本試験 令和6年1月13日、14日

追試験 令和6年1月27日、28日

- 2 各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における第6に定める学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。

- (1) 試験期日 令和6年2月1日から3月25日までの間

なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和6年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

- (2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。

- (3) 合格者の決定発表 令和6年3月31日まで

- 3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。
- 4 総合型選抜については、入学願書受付を令和5年9月1日以降とし、その判定結果を令和5年11月1日以降に発表する。
- 5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和5年11月1日以降とし、その判定結果を令和5年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。
- 6 帰国生徒選抜・社会人選抜については、上記2(1)によることを要しない。

第5 調査書

- 1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。

なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。

各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定めら

れた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。

2 各大学は、入学者の選抜に当たり、「見直しに係る予告」で示した調査書の活用の在り方を踏まえ、調査書を十分に活用する。

なお、調査書を活用する際には、以下の点に十分留意すること。

(1) 必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。

(2) 「調査書記入上の注意事項等について」の17を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって、合否判定に当たり、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。その他、次のような配慮も行う。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、その結果を高等学校等における部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験等の成績として調査書等に記載できない場合において、そのことをもって入学志願者が不利益を被ることがないようにする。

② 特に、総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、評価の方法や重み付け等に配慮し、個々の入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で学ぼうとする意欲を多面的・総合的に評価するなどの工夫に配慮するものとする。

その際、各大学は、入学志願者の実情に配慮した丁寧な選抜を行う観点から、推薦書、志願者本人が記載する資料等においてこれらの努力のプロセス等について記載を求めることなど評価方法を定め、その内容を募集要項等で周知するものとする。

3 各大学は、調査書の「7. 指導上参考となる諸事項」以外の多様な学習や履歴等を入学選抜に用いる場合は、大学で評価・判定する内容をどのように調査書に盛り込むのかといった記載方法等について、募集要項にできる限り具体的に記述する。

4 各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「4. 学習成績概評」の欄に㊸と標示するよう希望することができる。この場合には「8. 備考」の欄にその理由を記載させる。

5 各大学は、高等学校長に対し、当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記載するよう希望することができる。

6 過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業生（又は退学者）に適用する。

7 上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。

8 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。

(1) 高等専門学校第3学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書については、別紙様式1の調査書に準じて作成し提出させる。

(2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大

臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者（従前の大学入学資格検定合格者を含む。）については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

第6 学力検査等

1 個別学力検査

- (1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。
- (2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。

なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。

- (3) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。
- (4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。
- (5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。
 - ① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。
 - ② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業者及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。
- (6) 個別学力検査における公平性・公正性の確保のため、入学志願者に関係者や親族がいる教職員は、試験問題の作成・点検に関与しないことや、採点の際には、受験者の氏名や受験番号をマスキングすること、複数人で採点・点検することなど、不正やミスを防止するための方策を講ずる。

2 大学入学共通テストの利用

大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあっては、「令和6年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」（令和4年6月3日付け4文科高第305号文部科学省高等教育局長通知）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。

- (1) 各大学が大学入学共通テストにおいて入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。
- (2) 各大学の個別学力検査において、大学入学共通テストと同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入学共通テストとは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。
- (3) 各大学は、総合型選抜、学校推薦型選抜においても大学入学共通テストを利用することができる。

(4) 各大学における大学入学共通テストの成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。

3 小論文、面接、実技検査等の活用

入学志願者の能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。

主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課することが望ましい。

小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。

4 資格・検定試験等の成績の活用

(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。

① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。

② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。

③ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。

(2) 資格・検定試験等の成績の活用には、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておく。

5 志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用

活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等については、「見直しに係る予告」で示した内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のとおりとする。なお、これら志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料については、編集可能な様式のデータファイルをダウンロード可能とすること等により、資料を作成する者の負担軽減に努めることが望ましい。

第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法（小論文の出題や面接の実施等）、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、令和5年6月2日から7月31日までに発表するものとし、発表後は、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、受験者に不利益を与える恐れのある変更は行わないものとする。

2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。

3 個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

第8 募集人員

1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。

なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。

2 大学における学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。

短期大学における学校推薦型選抜の募集人員は、上記にかかわらず、学校推薦型選抜以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。

3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きくくり化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにすることが望ましい。

4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準備をするよう努める。

第9 出願資格

大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条並びに同法施行規則第150条及び第154条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

第10 募集要項等

1 募集要項

(1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和5年12月15日までに発表する。

(2) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、募集要項等に明記する。

(3) 第3の2(1)から(5)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとにその内容や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。

(4) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないよう、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを記述する。

(5) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

2 入学手続

(1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。

(2) 入学料を含む学生納付金について、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）を踏まえ、その額の抑制に努めるとともに、独自の減免又は分割納入等の措置を積極的に講じるよう努めることとし、これらの措置の具体的内容を募集要項等に明記する。

- (3) 入学料以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて」（昭和 50 年 9 月 1 日付け文管振第 251 号文部省管理局长・文部省大学局长通知）の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いは避ける。
- (4) 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」（平成 18 年 12 月 28 日付け文科高第 536 号文部科学省高等教育局长・文部科学省生涯学習政策局长通知）の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集要項、入学手続要項等に記述するなどにより、明確にする。
- ① 3 月 31 日までに入学辞退の意思表示をした者（専願又は学校推薦型選抜（これに類する入学試験を含む。）に合格して大学等と在学契約を締結した受験者を除く。）については、原則として、受験者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じる。
 - ② ①にかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記述している場合には、入学式の日までに受験者が明示的に又は黙示的に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じる。

第 11 国立大学の入学者選抜

国立大学の入学者選抜の日程等は、国立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。

第 12 公立大学の入学者選抜

公立大学の入学者選抜の日程等は、公立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。

第 13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

- (1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わないものとする。
- (2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」（昭和 45 年法律第 84 号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

その際、令和 5 年 3 月に閣議決定された「第 5 次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 文科高第 1229 号文部科学省高等教育局长通知）や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 13 年 12 月 27 日付け 13 国文科高第 11 号文部科学省高等教育局长通知）にも十分留意する。

- ① 点字・拡大文字による出題、ICT 機器の活用、拡大解答用紙の作成など
- ② 特定試験場の設定、試験場への乗用車での入構、座席指定の工夫など
- ③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など

合理的配慮の内容を決定する際には、障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努める。

また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」（平成

28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知)を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

- (3) 各大学は、障害等のある入学志願者に対し、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要な事項の伝達においても、合理的配慮を行うものとする。

また、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開すること。

2 入試情報の取扱い

- (1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 試験問題については、原則として公表するものとする。
- ② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

- (2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。
- (3) (1)における公表及び(2)における受験者本人への成績開示を含む情報の開示については、情報を入手する者の利便性の向上に十分に努めるものとする。
- (4) 入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めないこととともに、合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要な応じ入学後の学籍管理、学修指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。

3 入学者選抜の実施に係るミスの防止

各大学は、受験者に影響を与えることがないように、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるものとする。

- (1) 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。

また、チェック体制を不断に点検するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。

- (2) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけでなく、試験実施中及び実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。

また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけではなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。

- (3) 試験の実施においては、教員及び事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。
- (4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、その実施結果に誤りがないか点検・確認する。

その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。

また、合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当者により二重、三重に点検を行う。

- (5) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。
- (6) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなど、ミスの再発防止に努める。

4 入学者選抜の公平性・公正性の確保

- (1) 入学者選抜は、中立かつ公平・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

また、入学者選抜の適正性を確保するため、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設けるとともに、入学者選抜の実施に係る体制や方法等に関して自己点検・評価を実施する。

- (2) 試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性・公正性の観点から十分慎重に対応する。また、パーソナルコンピュータを用いて試験問題を作成する際には、機密性の観点から第三者のアクセスを防止するための措置を適切に講じるものとする。
- (3) 受験者の不正行為を防止するため、次のことに取り組むこと。

- ① 不正行為に該当する行為及び罰則について、事前に整理をし、その内容を募集要項等において周知すること。

この他、各大学の判断により、例えば、不正行為については、警察に被害届を提出する場合がありますことを周知することも考えられること。

- ② 受験者の所持品について、入試方法や受験者数など、大学の実情に応じて、試験場に持ち込めないもの、試験時間中に使用できないもの又は身に付けることができないもの、大学が持ち込みや使用を禁止しているものを試験時間中に発見した場合の取扱い（不正行為として扱われる等）を募集要項等で明示しておくこと。

また、試験時間中に使用することを認めていない通信機器の試験場への持ち込みを認める場合には、試験開始前に電源を切らせるとともに、大学の実情に応じて、例えば、鞆に収納させること等についても説明を行うこと。

- ③ 監督者が巡視を円滑に行うことができるよう、受験者の座席の配置など試験室の設定の工夫を行うとともに、試験時間中は、静謐な環境保持に十分に留意しながら、試験室内の巡視を適切に行うこと。その際、巡視時に注意を要する観点（例えば、手の位置、受験生の目線等）を踏まえ、監督者等に周知しておくこと。

また、大学の実情に応じて必要な監督者や巡視を補助する人員を確保すること。

- (4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。

- (5) 次のような公平性・公正性を欠く不適切な合否判定は行わない。

- ① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、そ

これらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること。

- ② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること。

これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。

- (6) 大学が受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに合格を確約するものと誤解されることのないよう留意する。
- (7) 合格発表前に個別に受験者の保護者等の関係者と接触するなど、入学者選抜の公平性・公正性を損なうような行為は厳に慎み、万一、特定の受験者に対する特別な優遇や配慮を求める外部からの働きかけや申出等があった場合には、大学として入学者選抜の公平性・公正性を損なうことのないよう毅然と対応する。

5 ICTを活用したオンラインによる試験の実施

入学志願者の居住地や各大学の実情等に応じ、ICTを活用したオンラインによる試験の実施（オンラインによる個別面接やプレゼンテーション、オンライン模擬授業を受講した上で、その内容に関するレポートの提出、実技動画の提出等）等の工夫をする場合には、入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学志願者が不利益を被ることのないよう、例えば次のような配慮を行うとともに、受験者の不正行為を未然に防止するため、不正行為の内容及び罰則等について、募集要項に明記するなどの対応を行う。

- (1) 通信環境の不具合が生じ、試験続行が困難になった場合、当日の時間を繰り下げ、又は予備日を設けて選抜を行う。
- (2) 入学志願者が通信環境を整えることができない場合、大学でのオンライン受験も可能とする。
- (3) 大学にサポートデスクなどの連絡窓口を設け、不測の事態に個別に対応できるようにする。
- (4) ICTを活用して選抜を行う場合においても、障害等のある入学志願者に必要な合理的な配慮を行う。

6 災害等の不測の事態への対応

各大学は、入学志願者の進学機会を確保する観点から、自然災害や人為災害、感染症の全国的な拡大等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。

特に、受験者が安心して受験に臨めるよう、各大学は次のことに取組むこと。

- (1) 試験実施当日の安全対策について、必要に応じて警察や受験者が利用する公共交通機関等と連携して対応すること。
- (2) 試験実施日には、入試方法や受験者数など大学の実情に応じて、教職員の活用も含め、必要な警備要員を確保するとともに、試験場周辺や試験場内の十分な巡回に努めること。
- (3) 警察や消防等の協力の下、警備体制や救助要請等に関する危機事象発生時のマニュアル等を整備し、定期的に見直すこと。

この他、各大学は、大学の実情に応じて、次のようなことについても継続的に対応することが考えられる。

- (1) 試験実施当日の試験場周辺や試験場内において、受験者等が万が一、不審者や不審物を発見した場合に、その通報を受けられる体制を整えておくこと。
- (2) 自然災害や人為災害など不測の事態により、試験に遅刻した者又は受験することができなかった者がいる場合には、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、当該

受験者の受験機会の確保等に配慮すること。

7 感染症対策

受験者が安心して受験に臨めるよう、各大学は、大学入学共通テスト、個別学力検査等の実施時期における感染症の流行状況等を踏まえ、換気の確保や手洗い等の手指衛生の励行など感染症の特徴に応じた対策を講じるものとする。

8 専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜

専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、「専門職大学設置基準」（平成 29 年文部科学省令第 33 号）、「専門職短期大学設置基準」（平成 29 年文部科学省令第 34 号）及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」（平成 29 年 9 月 21 日付け 29 文科高第 542 号文部科学事務次官通知）を踏まえ実施するものとする。

9 国際連携学科の入学者選抜

- (1) 外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）の学生は、我が国の大学と国際連携学科において連携して教育研究を実施する 1 以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）との二重在籍となることから、学校教育法その他関係法令に規定する我が国の大学への入学資格を満たすとともに、あわせて、連携外国大学における入学資格についても満たす必要があることに留意する。
- (2) 国際連携学科の入学者選抜は、本要項を踏まえるとともに、国際連携学科の入学者選抜の実施方法等について、我が国の大学と連携外国大学との協議により定め、適切に実施する。特に、入学者選抜の実施方法等については、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

10 外国人を対象とした入試

- (1) 私費外国人留学生の入試に当たっては、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和 5 年 4 月 4 日付け 5 高参国第 6 号文部科学省高等教育局参事官（国際担当）通知）に基づき、入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定すること。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験 N 2 レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。

特に入学志願者にかかる負担軽減の観点から、外国人入学志願者の選抜については、ICT を活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により、可能な限り渡航を伴わない方法により実施するなどの工夫に配慮する。

- (2) 個別学力検査の実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の 6 ヶ月以上前に行うとともに、募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。
- (3) 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア（フランス共和国）資格取得者及びジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者について、これらの資格を国内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。

11 その他

- (1) 各大学は、入試に関する研究委員会を設け、入学者の追跡調査等により、選抜の妥当性・信頼性の検証を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。
- (2) 学校推薦型選抜等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設並びに文部科学大臣の指定を受けた専修

学校高等課程の学科の出身者等についても対象とするよう配慮する。

- (3) 各大学は、入学手続をとった者に対し、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学修のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。特に12月以前に入学手続をとった者に対しては、積極的に当該措置を講ずることとする。

また、学校推薦型選抜の場合、高等学校による推薦段階だけではなく、合格決定後も、推薦を行った高等学校の指導の下に、例えば、入学予定者に対して大学入学までの学習計画を立てさせ、その取組状況等を、高等学校を通じ大学に報告させるなど、高大連携した取組を行うことが望ましい。

なお、当該措置を講じる場合は、その旨を募集要項に記述する。その際、アドミッション・ポリシーとの関連に留意する。

- (4) 秋季入学等、4月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施に当たり、募集人員の規模、選抜時期、募集対象者については、本要項を踏まえて各大学において適切に判断するとともに、各大学は入学志願者の能力・意欲・適性等に応じて選抜がなされるよう、主として書類審査、面接等を組み合わせるといった方法を用いるなど、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努めることにより、多面的・総合的に評価・判定する。

第14 備考

この要項は、令和5年度に実施する令和6年度大学入学者選抜に適用する。

なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室に連絡する。

別紙様式 1
(表)

調 査 書

※		※				※				※				
1. ふりがな氏名		昭和 年 月 日生 平成				性別	現住所	都道府県	市区		町村 丁目 番号			
学校名	国立 公立 私立	高等学校 中等教育学校 特別支援学校 (分校)				昭和 平成 令和	年	月	入学、編入学、転入学 (第 学年)					
全・定・通		普通・専門 ()・総合				昭和 平成 令和	年	月	卒業 卒業見込					
2. 各教科・科目等の学習の記録														
教科・科目		評 定				修得 単 位 数 計	教科・科目		評 定				修得 単 位 数 計	
		第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年				第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年		
教科	科 目						教科	科 目						
								総合的な学習の時間						
								計						
3. 各教科の 学習成績の状況		教科	国語	地理 歴史	公民	数学	理科	保健 体育	芸術	外国 語	共・ 家庭	共・ 情報	全 体 の 学習成績の状況	
		学習成績 の状況												
		教科												
	学習成績 の状況													
4. 学習成績概評		成績段階別人数												
	段階	A		B		C		D		E		合計	(人) 人	

(裏)

※		※		※		※			
5. 総合的な学習の時間の内容・評価	活動内容								
	評価								
6. 特別活動の記録	第 1 学 年	第 2 学 年		第 3 学 年		第 4 学 年			
7. 指導上参考となる諸事項	第 1 学年	(1)学習における特徴等		(2)行動の特徴、特技等		(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (注)具体的な取組内容、期間等			
		(4)取得資格、検定等 (注)専門学校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定の内容、取得スコア・取得時期等		(5)表彰・顕彰等の記録 (注)各種大会やコンクール等の内容や時期、科学オリンピック等における成績、時期 国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績、時期等		(6)その他			
	第 2 学年	(1)学習における特徴等		(2)行動の特徴、特技等		(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等			
		(4)取得資格、検定等		(5)表彰・顕彰等の記録		(6)その他			
	第 3 学年	(1)学習における特徴等		(2)行動の特徴、特技等		(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等			
		(4)取得資格、検定等		(5)表彰・顕彰等の記録		(6)その他			
	第 4 学年	(1)学習における特徴等		(2)行動の特徴、特技等		(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等			
		(4)取得資格、検定等		(5)表彰・顕彰等の記録		(6)その他			
8. 備考									
9. 出欠の記録									
区分	学年				区分	学年			
	1	2	3	4		1	2	3	4
授 業 日 数					欠 席 日 数				
出席停止・忌引き等の日数					出 席 日 数				
留学中の授業日数					備 考				
出席しなければならぬ日数									
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する 令和 年 月 日 学 校 名 所 在 地 校 長 名 印 記載責任者職氏名 ㊟									

調査書記入上の注意事項等について

- 1 調査書は、高等学校生徒指導要録（以下、「指導要録」という。）等に基づき、この様式により作成すること。ただし、様式の枠の大きさや文字の大きさは任意とする。
- 2 調査書は、個人的主観にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないように作成すること。
- 3 調査書は、ホームルーム担当教員等が原案を作成し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出すること。
- 4 調査書は、日本産業規格A4判（210 × 297mm）上質紙（57.5kg程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。なお、枚数は任意とする。
- 5 上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。
- 6 「氏名」、「現住所」、「学校名」に係る欄は、必要事項を記入するとともに、該当項目を○で囲むか、該当項目のみを直接記入すること。

なお、編入学及び転入学の場合は、その学年を（ ）内に記入することとし、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（ ）内に記入すること。

また、学年による教育課程の区分を設けない全日制、定時制及び通信制の課程においては、「学年」を「年度」と読み替えること。（以下同じ。）

- 7 「各教科・科目等の学習の記録」の欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。

- (1) 「教科・科目」の欄の教科名及び科目名は、指導要録に基づいて記入すること。

「教科・科目」の欄については、各学科に共通する各教科・科目、主として専門学科において開設される各教科・科目の別が明確に区分されるよう記載すること。

（記入例）

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	
教科	科目					
	【各学科に共通する各教科・科目】					
国 語	国語総合	4				4
	古典B		3			4
	【主として専門学科において開設される各教科・科目】					
農 業	農業と環境	3				4
	食品流通		5			4

なお、留学については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「留学」と記載すること。

また、特別支援学校における自立活動又は高等学校等においてこの内容を参考として行われる特別の教育課程による障害に応じた特別の指導（いわゆる通級による指導）については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「自立活動」と記載すること。特別の教育課程による日本語指導については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「日本語指導」と記載すること。

空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

- (2) 「修得単位数の計」の欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修単位を修得したのものとして計算すること。

なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

- (3) 「評定」の欄は、5、4、3、2、1の5段階で表示すること。

また、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。

- (4) 卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、当該学年における直近の成績を総合し、高等学校として判定した成績を、最終学年の成績として記入すること。

- (5) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「2. 各教科・科目等の学習の記録」の「教科・科目」、「評定」及び「修得単位数の計」の欄に記載すること（「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示の施行について」（令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課通知（以下「通知」という。）参照）。

- 8 「各教科の学習成績の状況」及び「全体の学習成績の状況」の欄については、次のように記入すること。なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

- (1) 各教科の学習成績の状況の欄に記載する教科名について、各学科に共通する各教科・主として専門学科において開設される各教科で同一の名称がある場合には、それぞれ「共」・「専」を教科名に併記すること。

- (2) 各教科の学習成績の状況は、指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用し記載すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$(ア) \frac{\text{評定の合計数}}{\text{評定数}} = \frac{3 + 3 + 5}{3} = \frac{11}{3} = 3.66$$

- (イ) 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の理科の学習成績の状況は、「3.7」となる。

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	
教科	科目					
理 科	物理基礎	3				2
	化学基礎		3			2
	生物基礎			5		2

- (3) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目等の履修及び単位の修得をもって高等学校学習指導要領の科目の履修及び単位の修得とみなしている場合又は代替している場合についても、それらに係る学校設定科目等の評定を含めて学習成績の状況を算出すること（通知参照）。

- (4) 全体の学習成績の状況は、指導要録に基づき、すべての教科・科目の評定の合計数をすべての評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$(ア) \frac{\text{すべての教科・科目の評定の合計数}}{\text{すべての評定数}} = \frac{(\text{国語} 4 + 3) + (\text{地歴} 5 + 4 + 4) + \dots}{(\text{国語} 2) + (\text{地歴} 3) + \dots} \\ \frac{(\text{保体} 4 + 3 + 4 + 4 + 5) + \dots (\text{家庭} 5)}{(\text{保体} 5) + \dots (\text{家庭} 1)} = \frac{120}{31} = 3.87$$

- (イ) 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の全体の学習成績の状況は、「3.9」となる。

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
教科	科目					
国語	国語総合	4				4
	古典B		3			4
地理歴史	世界史B	5				4
	日本史A		4			2
	地理A			4		2
保体	体 育	4	3	4		8
	保 健	4	5			2
家庭	家庭総合	5				4

（注） 保健体育のように、複数学年にわたって履修する科目については、各学年ごとの評定数をそれぞれ1科目分として取り扱い計算すること。

- 9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。

- (1) 「学習成績概評」の欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が3年を超えるものにあつては当該期間）における全体の学習成績の状況を次の区分に従って、A、B、C、D、Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

全体の学習成績の状況	学習成績概評
5.0 ～ 4.3	A
4.2 ～ 3.5	B
3.4 ～ 2.7	C
2.6 ～ 1.9	D
1.8 以下	E

- (2) 大学が希望する場合、学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に㊸（マルA）と標示することができる。

この場合、高等学校長は「備考」の欄にその理由を明示しなければならないものとする。

(3) 「成績段階別人数」の欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A〇〇人、B〇〇人、C〇〇人、D〇〇人、E〇〇人、合計〇〇人」のように記入すること。

また、(1)により、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」の欄に同一学年生徒の合計数を()内に記入すること。

10 「出欠の記録」の欄は、指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末(ないしは、最終学年の成績を判定した時点)現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。

11 「特別活動の記録」の欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること。

(1) 事実の記入に当たっては、例えば、下記の事項が考えられること。

所属する係名や委員会名、生徒会活動や学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。

(2) 所見の記入に当たっては、例えば下記の事項が考えられること。

① その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。

② 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。

12 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録の同欄の記載事項のうち、(1)～(6)については以下のとおり記載すること。なお、枠の大きさや文字の大きさは任意とする。

(1) 各教科・科目及び総合的な学習の時間の学習における特徴等については、各教科・科目等に関する学習状況の様子や特徴(積極性など)を具体的に記載すること

(2) 行動の特徴、特技等については、(1)以外の学校内外における活動の状況や特徴(積極性など)を記載すること。

(3) 部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等については、部活動やボランティア活動等の具体的な取組内容、実施期間、その活動における特徴等を記載すること。

(4) 取得資格、検定等については、民間や専門高校の校長会等が実施する資格・検定の内容、取得スコア、取得年次、取得時期等を記載すること。

(5) 表彰・顕彰等の記録については、各種大会やコンクール等の内容や時期等について記載すること。特に、国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績や科学オリンピック等における成績等を記載することが望ましい。

(6) その他、生徒が自ら関わってきた諸活動、生徒の成長の状況に関わる所見など、特に必要と認められる事項等について記入すること。

上記(1)～(6)について、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。

13 「総合的な学習の時間の内容・評価」の欄には、「総合的な学習の時間」における当該生徒の活動内容及びその評価を文章で各学年ごとに具体的に記入すること。その際には、各学校が設定した評価の観点及びそれに基づいた評価が記述されることが望ましい。

なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な学習の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。

14 「備考」の欄には、大学の希望により当該大学の学部等に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また、学校教育法施行規則第85条等の規定に基づき、学習指導要領によらない特別な教育課程の編成を行っている高等学校並びに同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあ

っては、その旨明示すること。

なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること（通知、「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について」（令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課事務連絡）及び「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について（令和2年3月30日時点）」（令和2年3月30日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課事務連絡）参照）。

また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。

- 15 記載責任者職氏名は、必ず記載し、押印すること。

なお、記載内容を訂正した場合は、訂正箇所校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合も、校長の印で割印をとること。

- 16 必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、この取扱いは、①「平成19年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」（平成18年11月2日付け18文科高第427号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知）より前に高等学校を卒業した者及び中途退学をした者、及び②「平成20年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」（平成19年12月21日付け19高大振第66号文部科学省高等教育局大学振興課長・文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知）に該当する者に係るものとする。

(1) 未履修教科・科目の「評定」の欄については空白とする。（なお、「修得単位数の計」については、記載すること。）

(2) 「各教科の学習成績の状況」の欄及び「全体の学習成績の状況」の欄については、未履修教科・科目を除いて算定した数値を記入すること。

(3) 「備考」の欄については、下記内容を記載すること。

① 未履修教科・科目名。

② 未履修は、生徒の責に帰すべき事由によるものではないこと。

③ 学習成績の状況は未履修科目を除いて算定していること。

- 17 その他、令和6年度大学入学者選抜における調査書については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の影響により、大会や資格・検定試験等の中止・延期等により、調査書の特別活動及び指導上参考となる諸事項の欄が記載できない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予定していた大会名や資格・検定試験名などを記載すること（例：「〇〇〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）。

(2) 出欠の記録に関する記載事項のうち出席停止・忌引き等の日数は、記載しない。出席停止・忌引き等の日数が推測できるため、授業日数も同様に記載しない。ただし、調査書作成に係るシステムの改修を要する場合などで、相当の負担が生じるなど、それが困難な場合には、従前の方法により調査書を作成することができる。

(3) 「令和3年度までに高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒に係る指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて」（令和3年10月6日付け3文科初第1178号文部科学省初等中等教育局長通知）により、指導要録の「出欠の記録」の「備考」の欄にオンラインを活用した特例の授業の参加日数を記載することとされたことを踏まえ、調査書の「出欠の記録」の「備考」の欄にも同様に、オンラインを活用した特例の授業の参加日数について記載する。

活動報告書のイメージ例

氏名 ()

(1) 学業に関する活動	
① 学内での活動内容	活動期間 ()
※「総合的な学習の時間」、部活動、生徒会活動等において取り組んだ課題研究等	
② 学外での活動内容	活動期間 ()
※ボランティア活動、各種大会・コンクール、留学・海外経験等	

(2) 課題研究等に関する活動

① (課題テーマを選んだ理由)

② (概要・成果)

(3) 資格・検定等に関する活動		
資格・検定・試験等の名称	級・スコア等	取得等の年月

今後の高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた配慮等について

今後の高等学校入学者選抜等において配慮していただきたい事項について、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行等を踏まえ、改めてお示ししていますので、関係各位におかれては、適切に御対応いただくようお願いいたします。

5 文科初第 594 号
令和 5 年 6 月 16 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

文部科学省総合教育政策局長
藤江陽子

今後の高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた配慮等について（通知）

これまで、令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症の影響等により必要となる配慮等については、「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について」（令和4年6月14日付け4文科初第684号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知。以下「令和4年6月14日付け通知」という。）においてそれまでの通知等の内容を整理し、お示ししてきたところです。

その後令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行したことを踏まえ、本通知では、今後の高等学校入学者選抜等に関する配慮事項について、内容を改めて整理いたしました。

高等学校入学者選抜等を実施する各教育委員会等（以下「実施者」という。）におかれては、入学志願者一人ひとりが安心して受検に臨めるよう、下記について十分に御配慮の上、今後の高等学校入学者選抜等を実施していただきますようお願いいたします。なお、令和4年6月14日付け通知は本通知をもって廃止します。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の専修学校高等課程に対して、御周知いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

記

1. 試験会場等における感染症対策について

試験会場等では、換気の確保や手洗い等の手指衛生の励行等の感染症の特徴に応じた対策を、それぞれの地域や試験会場、試験方法に見合った形で講じてください。

新型コロナウイルス感染症への対策については、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和5年4月28日付け5文科初第347号文部科学省初等中等教育局長通知）（別添1）の1に記載の内容も参考としてください。

なお、試験監督者や面接官等の試験業務に携わる者については、基本的な感染症対策を心がけるとともに、試験実施当日に体調不良とならないよう、体調管理に努めていただくことが必要です。

2. 追検査等による受検機会の確保について

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の今後の感染状況によっては、それらへの罹患によって、用意された試験日程では受検機会を失ってしまう受検生が出る可能性があります。

このことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等への罹患によって受検をできなかった者のため、追検査や調査書等の書類のみによる選考の実施等による受検機会の確保に配慮いただきますようお願いいたします。特に、他の学校で学ぶことができないような教育課程を実施する特色ある学科・コースについて、学ぶ意欲のある生徒の受検機会が確保されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、入学志願者やその保護者、入学志願者の在籍する中学校等に対して、情報提供や相談対応に努めていただくようお願いいたします。

なお、インフルエンザ罹患患者への受検機会の確保に係る配慮についてはこれまでも「高等学校入学者選抜におけるインフルエンザ罹患患者等への対応について」（平成28年10月14日付け28初児生第26号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通

知) 及び「今後の高等学校入学者選抜におけるインフルエンザ罹患者等に対する追検査等の実施について」(平成 29 年 3 月 29 日付け 28 初児生第 34 号初等中等教育局児童生徒課長通知) においてお願いしておりますので、そちらも御参照ください。

3. 調査書の活用等における留意事項について

入学者選抜において調査書を活用する場合、新型コロナウイルス感染症の影響によって、特定の入学志願者が不利益を被ることがないように、記載する事項や内容について、御配慮をお願いいたします。

令和 6 年度大学入学者選抜に際して高等学校等が作成する調査書については、「令和 6 年度大学入学者選抜実施要項」(令和 5 年 6 月 2 日付け 5 文科高第 369 号文部科学省高等教育局長通知)(別添 2) において、出欠の記録に関する記載事項のうち出席停止・忌引等の日数や、それらの日数が推測できる授業日数は記載をしないこと等の取扱いがされておりますので、高等学校入学者選抜等においても、各実施者のそれぞれの実情等を勘案し、各実施者の判断により、大学入学者選抜における取組を参考としてください。

各実施者の実情により、調査書において出席等に係る日数(「出席日数」「出席停止・忌引等の日数」「授業日数」「出席しなければならない日数」など)の記入欄を設ける場合には、臨時休業や分散登校、出席停止等に伴う当該欄への記載内容によって、特定の入学志願者が不利益を被ることがないように、御配慮をお願いいたします。また、欠席日数欄を設ける場合には、欠席の理由を記載できる欄を設けたり、入学志願者が自ら欠席の理由について申告できる機会を設けたりするとともに、入学志願者が本人に帰責されない身体・健康上の理由(病気・事故等※)により、やむを得ず中学校等を欠席したと認められる場合、そのことのみをもって合理的な理由なく選抜において不利に取り扱うことがないように、御配慮をお願いします。

※例えば、新型コロナウイルス感染症のいわゆる罹患後症状と考えられる症状や月経随伴症状等も含む。

その他、学習評価の内容等の記載や諸活動の記録、指導上参考となる諸事項等の記載についても、地域の感染状況や中学校等の臨時休業の実施等の状況に応じ、新型コロナウイルス感染症の影響により当該記載が少ないこと等をもって、入学志願者が不利益を被ることがないように御配慮をお願いいたします。

また、中学校等の部活動等におけるスポーツ・文化関係の行事、大会の実績や、資格・検定試験等の成績を入学者選抜において評価する際には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため中止、延期又は規模縮小等となったこれらの行事等に入学志願者が参加できなかったことのみをもって不利益を被ることがないように、参加することができた他の行事等における実績・成績を評価すること等の措置を講じていただくようお願いいたします。

なお、公立高等学校入学者選抜の調査書の記載事項については「高等学校入学者選抜について」(平成 5 年 2 月 22 日付け文初高第 243 号文部事務次官通知) において、「高等学校入学者選抜の資料として、真に必要な事項に精選すること。」として

いるところであり、今後の調査書の検討に当たっては、入学者選抜の実施に真に必要な事項に見直しを図っていただきますようお願いいたします。また、私立高等学校における入学者選抜については、各私立学校及び私学団体の自主的改善努力を促しつつ、公立高等学校に係る上記記載の趣旨に即し、一層の改善を図るようお願いいたします。

4. 日本人学校等の在校歴がある入学志願者に係る配慮事項について

日本人学校及び私立在外教育施設（以下「日本人学校等」という。）の中には、所在国政府等の指示・命令等に基づく都市封鎖や外出制限等の影響でオンライン指導等の方法により教育を継続・補完しているものがあるところ、その所在国・地域ごとに都市封鎖等の期間や教育活動に対する政府等からの指示内容は異なっております。また、日本人学校等からは、このような日本人学校等の置かれている状況について十分に理解されていないことを原因として、在籍する児童生徒が日本国内の高等学校等へ進学するための入学選抜等において不利益を被るのではないかとの懸念の声が寄せられているところです。こうした状況を踏まえ、日本人学校等の在校歴がある入学志願者一人ひとりが安心して受検に臨めるよう、以下について十分配慮の上、高等学校入学者選抜等を実施くださいますようお願いいたします。

(1) 入学者選抜において調査書を活用する場合、日本人学校等における授業日数は、国内の学校と異なり所在国における都市封鎖等の影響により所在国・地域ごとに大きく異なりうることを前提とし、日本人学校等の在校歴がある入学志願者について、調査書に示されている日本人学校等における授業日数の多寡により不利益を被ることがないようにすること。

(2) 上記(1)の場合において、日本人学校等より、調査書と併せ、その所在国における新型コロナウイルス感染症や外務省の危険情報による政治社会情勢上の影響を踏まえて実施してきた教育内容を説明するため、状況記録書類の内容を記載した具申書等の提出があった場合は、その内容を勘案するなどの配慮を行うこと。

5. その他御配慮いただきたいことについて

(1) 入学者選抜の実施に当たっては、受検生が安心して受検に臨めるよう、必要に応じて所轄の警察署等とも連携しながら、試験会場等の警備体制の確認、危機対応マニュアル等の周知徹底等、受検生の安全確保に細心の注意を払うよう努めてください。

(2) 受検生が、自然災害や試験会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合、痴漢の被害に遭った場合などには、当該受検生が、そうしたやむを得ない事由により受検機会を失うことのないよう、追検査の対象とする、当該受検生の試験時間の繰下げを行う等、受検機会の確保のための柔軟な対応に努めていただくようお願いいたします。

(3) 試験室内の適切な巡視を行うことなど、入学者選抜の公平・公正な実施のため

めの取組についても、必要に応じて見直しながら、各実施者の実情に応じた形で
行っていただきますようお願いいたします。その際、「令和6年度大学入学者選抜
実施要項」に記載されている大学入学者選抜における取組の内容についても、必
要に応じて参考としてください。

(4) デジタルを活用した取組など、入学志願者の利便性の向上や実施者の負担軽
減に資する取組は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後も引き続
き、各実施者の実情に応じて、取組の継続や更なる推進をお願いいたします。

(5) 公立高等学校入学者選抜については、各学校長が、その学校に期待される社
会的役割や学科等の特色を踏まえ、その学校及び学科等で学ぶための能力や適性
等を適切に判定し、入学を許可するものであり、定員内不合格自体が直ちに否定
されるものではありませんが、定員内でありながら不合格を出す場合には、その
理由が説明されることが適切であることに十分御留意ください。

(6) 障害のある生徒に対する受検上の配慮については、本人・保護者の希望、障
害の状態等を踏まえ、別室での受検、試験時間の延長等、引き続き適切な配慮が
なされるようお願いいたします。その際、「障害のある生徒の高等学校入学者選抜
における受検上の配慮に関する参考資料」（令和4年12月文部科学省初等中等教
育局特別支援教育課）に記載されている基本的な考え方や配慮の例についても、
参考としてください。

(7) 高等学校入学者選抜について多様化が進む中、高等学校で学ぶ意欲や能力を
有する不登校経験を有する生徒について、在籍する学校における出席の状況のみ
をもって不利益な取り扱いをしないようにするとともに、生徒自身の自己申告書
や学校以外の場（家庭におけるオンライン学習を含む。）における学習状況に係る
資料等を選抜において適切に勘案するなどの配慮を行うことが望まれます。

(8) 小学校や中学校等の入学者選抜についても、当該入学者選抜において該当が
ある場合には、上記1から5（4）までに準じた工夫を講じていただくことが望
ましいと考えられます。

(9) その他、高等学校入学者選抜等に関する最近の通知として、児童養護施設等
に入所する入学志願者が親権者の同意を得ることが困難な場合の柔軟な取扱い
に関する「児童養護施設等に入所する未成年者の高等学校等への入学手続等にお
ける配慮について」（令和4年10月14日付け4文科初第1415号文部科学省初等
中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長、厚生労働省子ども家庭局長通知）
及び学校部活動・地域クラブ活動の評価方法の明確化等に関する『学校部活動及
び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』の策定及び
学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について」（令和4年12
月27日付け4ス庁第1640号スポーツ庁次長、文化庁次長、文部科学省総合教育
政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知）がございましたので、改めて御参照
ください。

<別添資料>

(別添1)「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」(令和5年4月28日付け5文科初第347号文部科学省初等中等教育局長通知)

(別添2)「令和6年度大学入学者選抜実施要項」(令和5年6月2日付け5文科高第369号文部科学省高等教育局長通知)

【参考】

○高等学校入学者選抜について (文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/04120702.htm

【本件連絡先】

(本通知全般に関する問合せ)

初等中等教育局参事官 (高等学校担当) 付

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3482)

e-mail : koukou@mext.go.jp

(特別支援学校に関する問合せ)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3193)

e-mail : tokubetu@mext.go.jp

(高等専修学校に関する問合せ)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2915)

e-mail : syosensy@mext.go.jp

(日本人学校等の在校歴がある入学志願者に関する問合せ)

総合教育政策局国際教育課企画係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3279)

e-mail : kyokoku@mext.go.jp

5類感染症に移行する本年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改定しましたのでお知らせします。

5 文科初第 347 号
令和 5 年 4 月 28 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各指定都市・中核市市長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原 章夫

5類感染症への移行後の学校における
新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。

このたび、5類感染症への移行を踏まえ、教育委員会や学校等における今後の感染症対策の検討の参考とさせていただくため、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いました。

主な改定内容及びその留意事項等について、下記のとおりお知らせしますので、これらも参考とした上で、学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行い、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、積極的な取組をお願いします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長

におかれてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、
 - ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - ・ 適切な換気の確保
 - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
 - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることが考えられること

2. 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

- 児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく出席停止の措置を講じること。その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと

合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、校長の判断により、引き続き「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能であること

- そのほか、出席停止等の取扱いに関する詳細については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参照すること
- 学校の臨時休業については、感染対策上の意義や、実施する範囲や条件を事前に明確にし、公表しておくとともに、児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うこと

以上

【資料】

- ◇ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）
- ◇ 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改定版）

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）

令和 6 年度大学入学者選抜実施要項
(令和 5 年 6 月 2 日付け 5 文科高第 369 号文部科学省高等教育局長通知)

第 1 基本方針

大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第 165 条の 2 の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第 13 の 11(2)を除き、以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。

能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）
- ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）
- ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度

第 2 アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。

このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。

さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけでなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第 1 に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定するよう努める。

あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に記述する。

また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。

なお、各大学におけるアドミッション・ポリシーの策定・公表に当たっては、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）及び「教学マネジメント指針（追補）」（令和5年2月24日中央教育審議会大学分科会）も参考にされたい。

第3 入試方法

- 1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（平成29年7月）」（以下「見直しに係る予告」という。）で示した入学志願者本人の記載する資料等*により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法（以下「一般選抜」という。）による。

*入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等。

- 2 一般選抜のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。

(1) 総合型選抜

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、「見直しに係る予告」で示した入学志願者本人の記載する資料*を積極的に活用する。
*入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。
- ② 総合型選抜の趣旨に鑑み、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。
- ③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等*又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。
*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。

(2) 学校推薦型選抜

出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。

- ① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。
- ② 推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた第1に示す三つの要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。

(3) 専門学科・総合学科卒業生選抜

高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込みの入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績等により評価・判定する入試方法。

(4) 帰国生徒選抜・社会人選抜

帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異

なる方法により評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。

(5) 多様な背景を持った者を対象とする選抜

家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者（例えば、理工系分野における女子等）を対象として、入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視し、評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、こうした選抜の趣旨や方法について社会に対し合理的な説明を行うことや、入学志願者の大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を適切に評価することに留意すること。

3 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。

第4 試験期日等

1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。

本試験 令和6年1月13日、14日

追試験 令和6年1月27日、28日

2 各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における第6に定める学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。

(1) 試験期日 令和6年2月1日から3月25日までの間

なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和6年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。

(3) 合格者の決定発表 令和6年3月31日まで

3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

4 総合型選抜については、入学願書受付を令和5年9月1日以降とし、その判定結果を令和5年11月1日以降に発表する。

5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和5年11月1日以降とし、その判定結果を令和5年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。

6 帰国生徒選抜・社会人選抜については、上記2(1)によることを要しない。

第5 調査書

1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。

なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。

各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定めら

れた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。

2 各大学は、入学者の選抜に当たり、「見直しに係る予告」で示した調査書の活用の在り方を踏まえ、調査書を十分に活用する。

なお、調査書を活用する際には、以下の点に十分留意すること。

(1) 必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。

(2) 「調査書記入上の注意事項等について」の17を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって、合否判定に当たり、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。その他、次のような配慮も行う。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、その結果を高等学校等における部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験等の成績として調査書等に記載できない場合において、そのことをもって入学志願者が不利益を被ることがないようにする。

② 特に、総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、評価の方法や重み付け等に配慮し、個々の入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で学ぼうとする意欲を多面的・総合的に評価するなどの工夫に配慮するものとする。

その際、各大学は、入学志願者の実情に配慮した丁寧な選抜を行う観点から、推薦書、志願者本人が記載する資料等においてこれらの努力のプロセス等について記載を求めることなど評価方法を定め、その内容を募集要項等で周知するものとする。

3 各大学は、調査書の「7. 指導上参考となる諸事項」以外の多様な学習や履歴等を入学選抜に用いる場合は、大学で評価・判定する内容をどのように調査書に盛り込むのかといった記載方法等について、募集要項にできる限り具体的に記述する。

4 各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「4. 学習成績概評」の欄に㊸と標示するよう希望することができる。この場合には「8. 備考」の欄にその理由を記載させる。

5 各大学は、高等学校長に対し、当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記載するよう希望することができる。

6 過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業生（又は退学者）に適用する。

7 上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。

8 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。

(1) 高等専門学校第3学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書については、別紙様式1の調査書に準じて作成し提出させる。

(2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大

臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者（従前の大学入学資格検定合格者を含む。）については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

第6 学力検査等

1 個別学力検査

- (1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。
- (2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。

なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。

- (3) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。
- (4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。
- (5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。
 - ① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。
 - ② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業者及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。
- (6) 個別学力検査における公平性・公正性の確保のため、入学志願者に関係者や親族がいる教職員は、試験問題の作成・点検に関与しないことや、採点の際には、受験者の氏名や受験番号をマスキングすること、複数人で採点・点検することなど、不正やミスを防止するための方策を講ずる。

2 大学入学共通テストの利用

大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあっては、「令和6年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」（令和4年6月3日付け4文科高第305号文部科学省高等教育局長通知）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。

- (1) 各大学が大学入学共通テストにおいて入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。
- (2) 各大学の個別学力検査において、大学入学共通テストと同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入学共通テストとは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。
- (3) 各大学は、総合型選抜、学校推薦型選抜においても大学入学共通テストを利用することができる。

(4) 各大学における大学入学共通テストの成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。

3 小論文、面接、実技検査等の活用

入学志願者の能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。

主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。

小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。

4 資格・検定試験等の成績の活用

(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。

① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。

② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。

③ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。

(2) 資格・検定試験等の成績の活用には、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておく。

5 志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用

活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等については、「見直しに係る予告」で示した内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のとおりとする。なお、これら志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料については、編集可能な様式のデータファイルをダウンロード可能とすること等により、資料を作成する者の負担軽減に努めることが望ましい。

第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法（小論文の出題や面接の実施等）、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、令和5年6月2日から7月31日までに発表するものとし、発表後は、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、受験者に不利益を与える恐れのある変更は行わないものとする。

2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。

3 個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

第8 募集人員

1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。

なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。

2 大学における学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。

短期大学における学校推薦型選抜の募集人員は、上記にかかわらず、学校推薦型選抜以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。

3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きくくり化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにすることが望ましい。

4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準備をするよう努める。

第9 出願資格

大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条並びに同法施行規則第150条及び第154条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

第10 募集要項等

1 募集要項

(1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和5年12月15日までに発表する。

(2) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、募集要項等に明記する。

(3) 第3の2(1)から(5)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとにその内容や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。

(4) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないよう、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを記述する。

(5) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

2 入学手続

(1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。

(2) 入学料を含む学生納付金について、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）を踏まえ、その額の抑制に努めるとともに、独自の減免又は分割納入等の措置を積極的に講じるよう努めることとし、これらの措置の具体的内容を募集要項等に明記する。

- (3) 入学料以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて」（昭和 50 年 9 月 1 日付け文管振第 251 号文部省管理局长・文部省大学局长通知）の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いは避ける。
- (4) 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」（平成 18 年 12 月 28 日付け文科高第 536 号文部科学省高等教育局长・文部科学省生涯学習政策局长通知）の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集要項、入学手続要項等に記述するなどにより、明確にする。
- ① 3 月 31 日までに入学辞退の意思表示をした者（専願又は学校推薦型選抜（これに類する入学試験を含む。）に合格して大学等と在学契約を締結した受験者を除く。）については、原則として、受験者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じる。
 - ② ①にかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記述している場合には、入学式の日までに受験者が明示的に又は黙示的に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じる。

第 11 国立大学の入学者選抜

国立大学の入学者選抜の日程等は、国立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。

第 12 公立大学の入学者選抜

公立大学の入学者選抜の日程等は、公立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。

第 13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

- (1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わないものとする。
- (2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」（昭和 45 年法律第 84 号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

その際、令和 5 年 3 月に閣議決定された「第 5 次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 文科高第 1229 号文部科学省高等教育局长通知）や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 13 年 12 月 27 日付け 13 国文科高第 11 号文部科学省高等教育局长通知）にも十分留意する。

- ① 点字・拡大文字による出題、ICT 機器の活用、拡大解答用紙の作成など
- ② 特定試験場の設定、試験場への乗用車での入構、座席指定の工夫など
- ③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など

合理的配慮の内容を決定する際には、障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努める。

また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」（平成

28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知)を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

- (3) 各大学は、障害等のある入学志願者に対し、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要な事項の伝達においても、合理的配慮を行うものとする。

また、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開すること。

2 入試情報の取扱い

- (1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 試験問題については、原則として公表するものとする。
- ② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

- (2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。
- (3) (1)における公表及び(2)における受験者本人への成績開示を含む情報の開示については、情報を入手する者の利便性の向上に十分に努めるものとする。
- (4) 入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めないこととともに、合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要な応じ入学後の学籍管理、学修指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。

3 入学者選抜の実施に係るミスの防止

各大学は、受験者に影響を与えることがないように、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるものとする。

- (1) 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。

また、チェック体制を不断に点検するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。

- (2) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけでなく、試験実施中及び実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。

また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけではなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。

- (3) 試験の実施においては、教員及び事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。
- (4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、その実施結果に誤りがないか点検・確認する。

その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。

また、合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当者により二重、三重に点検を行う。

- (5) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。
- (6) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなど、ミスの再発防止に努める。

4 入学者選抜の公平性・公正性の確保

- (1) 入学者選抜は、中立かつ公平・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

また、入学者選抜の適正性を確保するため、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設けるとともに、入学者選抜の実施に係る体制や方法等に関して自己点検・評価を実施する。

- (2) 試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性・公正性の観点から十分慎重に対応する。また、パーソナルコンピュータを用いて試験問題を作成する際には、機密性の観点から第三者のアクセスを防止するための措置を適切に講じるものとする。
- (3) 受験者の不正行為を防止するため、次のことに取り組むこと。

- ① 不正行為に該当する行為及び罰則について、事前に整理をし、その内容を募集要項等において周知すること。

この他、各大学の判断により、例えば、不正行為については、警察に被害届を提出する場合がありますことを周知することも考えられること。

- ② 受験者の所持品について、入試方法や受験者数など、大学の実情に応じて、試験場に持ち込めないもの、試験時間中に使用できないもの又は身に付けることができないもの、大学が持ち込みや使用を禁止しているものを試験時間中に発見した場合の取扱い（不正行為として扱われる等）を募集要項等で明示しておくこと。

また、試験時間中に使用することを認めていない通信機器の試験場への持ち込みを認める場合には、試験開始前に電源を切らせるとともに、大学の実情に応じて、例えば、鞆に収納させること等についても説明を行うこと。

- ③ 監督者が巡視を円滑に行うことができるよう、受験者の座席の配置など試験室の設定の工夫を行うとともに、試験時間中は、静謐な環境保持に十分に留意しながら、試験室内の巡視を適切に行うこと。その際、巡視時に注意を要する観点（例えば、手の位置、受験生の目線等）を踏まえ、監督者等に周知しておくこと。

また、大学の実情に応じて必要な監督者や巡視を補助する人員を確保すること。

- (4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。

- (5) 次のような公平性・公正性を欠く不適切な合否判定は行わない。

- ① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、そ

これらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること。

- ② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること。

これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。

- (6) 大学が受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに合格を確約するものと誤解されることのないよう留意する。
- (7) 合格発表前に個別に受験者の保護者等の関係者と接触するなど、入学者選抜の公平性・公正性を損なうような行為は厳に慎み、万一、特定の受験者に対する特別な優遇や配慮を求める外部からの働きかけや申出等があった場合には、大学として入学者選抜の公平性・公正性を損なうことのないよう毅然と対応する。

5 ICTを活用したオンラインによる試験の実施

入学志願者の居住地や各大学の実情等に応じ、ICTを活用したオンラインによる試験の実施（オンラインによる個別面接やプレゼンテーション、オンライン模擬授業を受講した上で、その内容に関するレポートの提出、実技動画の提出等）等の工夫をする場合には、入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学志願者が不利益を被ることのないよう、例えば次のような配慮を行うとともに、受験者の不正行為を未然に防止するため、不正行為の内容及び罰則等について、募集要項に明記するなどの対応を行う。

- (1) 通信環境の不具合が生じ、試験続行が困難になった場合、当日の時間を繰り下げ、又は予備日を設けて選抜を行う。
- (2) 入学志願者が通信環境を整えることができない場合、大学でのオンライン受験も可能とする。
- (3) 大学にサポートデスクなどの連絡窓口を設け、不測の事態に個別に対応できるようにする。
- (4) ICTを活用して選抜を行う場合においても、障害等のある入学志願者に必要な合理的な配慮を行う。

6 災害等の不測の事態への対応

各大学は、入学志願者の進学機会を確保する観点から、自然災害や人為災害、感染症の全国的な拡大等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。

特に、受験者が安心して受験に臨めるよう、各大学は次のことに取組むこと。

- (1) 試験実施当日の安全対策について、必要に応じて警察や受験者が利用する公共交通機関等と連携して対応すること。
- (2) 試験実施日には、入試方法や受験者数など大学の実情に応じて、教職員の活用も含め、必要な警備要員を確保するとともに、試験場周辺や試験場内の十分な巡回に努めること。
- (3) 警察や消防等の協力の下、警備体制や救助要請等に関する危機事象発生時のマニュアル等を整備し、定期的に見直すこと。

この他、各大学は、大学の実情に応じて、次のようなことについても継続的に対応することが考えられる。

- (1) 試験実施当日の試験場周辺や試験場内において、受験者等が万が一、不審者や不審物を発見した場合に、その通報を受けられる体制を整えておくこと。
- (2) 自然災害や人為災害など不測の事態により、試験に遅刻した者又は受験することができなかった者がいる場合には、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、当該

受験者の受験機会の確保等に配慮すること。

7 感染症対策

受験者が安心して受験に臨めるよう、各大学は、大学入学共通テスト、個別学力検査等の実施時期における感染症の流行状況等を踏まえ、換気の確保や手洗い等の手指衛生の励行など感染症の特徴に応じた対策を講じるものとする。

8 専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜

専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、「専門職大学設置基準」（平成 29 年文部科学省令第 33 号）、「専門職短期大学設置基準」（平成 29 年文部科学省令第 34 号）及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」（平成 29 年 9 月 21 日付け 29 文科高第 542 号文部科学事務次官通知）を踏まえ実施するものとする。

9 国際連携学科の入学者選抜

- (1) 外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）の学生は、我が国の大学と国際連携学科において連携して教育研究を実施する 1 以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）との二重在籍となることから、学校教育法その他関係法令に規定する我が国の大学への入学資格を満たすとともに、あわせて、連携外国大学における入学資格についても満たす必要があることに留意する。
- (2) 国際連携学科の入学者選抜は、本要項を踏まえるとともに、国際連携学科の入学者選抜の実施方法等について、我が国の大学と連携外国大学との協議により定め、適切に実施する。特に、入学者選抜の実施方法等については、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

10 外国人を対象とした入試

- (1) 私費外国人留学生の入試に当たっては、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和 5 年 4 月 4 日付け 5 高参国第 6 号文部科学省高等教育局参事官（国際担当）通知）に基づき、入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定すること。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験 N 2 レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。

特に入学志願者にかかる負担軽減の観点から、外国人入学志願者の選抜については、ICT を活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により、可能な限り渡航を伴わない方法により実施するなどの工夫に配慮する。

- (2) 個別学力検査の実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の 6 ヶ月以上前に行うとともに、募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。
- (3) 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア（フランス共和国）資格取得者及びジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者について、これらの資格を国内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。

11 その他

- (1) 各大学は、入試に関する研究委員会を設け、入学者の追跡調査等により、選抜の妥当性・信頼性の検証を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。
- (2) 学校推薦型選抜等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設並びに文部科学大臣の指定を受けた専修

学校高等課程の学科の出身者等についても対象とするよう配慮する。

- (3) 各大学は、入学手続をとった者に対し、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学修のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。特に12月以前に入学手続をとった者に対しては、積極的に当該措置を講ずることとする。

また、学校推薦型選抜の場合、高等学校による推薦段階だけではなく、合格決定後も、推薦を行った高等学校の指導の下に、例えば、入学予定者に対して大学入学までの学習計画を立てさせ、その取組状況等を、高等学校を通じ大学に報告させるなど、高大連携した取組を行うことが望ましい。

なお、当該措置を講じる場合は、その旨を募集要項に記述する。その際、アドミッション・ポリシーとの関連に留意する。

- (4) 秋季入学等、4月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施に当たり、募集人員の規模、選抜時期、募集対象者については、本要項を踏まえて各大学において適切に判断するとともに、各大学は入学志願者の能力・意欲・適性等に応じて選抜がなされるよう、主として書類審査、面接等を組み合わせるといった方法を用いるなど、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努めることにより、多面的・総合的に評価・判定する。

第14 備考

この要項は、令和5年度に実施する令和6年度大学入学者選抜に適用する。

なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室に連絡する。

(裏)

※		※		※		※				
5. 総合的な学習の時間の内容・評価	活動内容									
	評価									
6. 特別活動の記録	第 1 学 年	第 2 学 年		第 3 学 年		第 4 学 年				
7. 指導上参考となる諸事項	第 1 学年	(1)学習における特徴等		(2)行動の特徴、特技等		(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (注)具体的な取組内容、期間等				
		(4)取得資格、検定等 (注)専門学校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定の内容、取得スコア・取得時期等		(5)表彰・顕彰等の記録 (注)各種大会やコンクール等の内容や時期、科学オリンピック等における成績、時期 国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績、時期等		(6)その他				
	第 2 学年	(1)学習における特徴等		(2)行動の特徴、特技等		(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等				
		(4)取得資格、検定等		(5)表彰・顕彰等の記録		(6)その他				
	第 3 学年	(1)学習における特徴等		(2)行動の特徴、特技等		(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等				
		(4)取得資格、検定等		(5)表彰・顕彰等の記録		(6)その他				
	第 4 学年	(1)学習における特徴等		(2)行動の特徴、特技等		(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等				
		(4)取得資格、検定等		(5)表彰・顕彰等の記録		(6)その他				
8. 備考										
9. 出欠の記録										
	学年	1	2	3	4	学年	1	2	3	4
区分						区分				
授 業 日 数						欠 席 日 数				
出席停止・忌引き等の日数						出 席 日 数				
留学中の授業日数						備 考				
出席しなければならぬ日数										
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する										
令和 年 月 日										
学 校 名										
所 在 地										
校 長 名 印 記載責任者職氏名 ㊟										

調査書記入上の注意事項等について

- 1 調査書は、高等学校生徒指導要録（以下、「指導要録」という。）等に基づき、この様式により作成すること。ただし、様式の枠の大きさや文字の大きさは任意とする。
- 2 調査書は、個人的主観にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないように作成すること。
- 3 調査書は、ホームルーム担当教員等が原案を作成し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出すること。
- 4 調査書は、日本産業規格A4判（210 × 297mm）上質紙（57.5kg程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。なお、枚数は任意とする。
- 5 上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。
- 6 「氏名」、「現住所」、「学校名」に係る欄は、必要事項を記入するとともに、該当項目を○で囲むか、該当項目のみを直接記入すること。

なお、編入学及び転入学の場合は、その学年を（ ）内に記入することとし、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（ ）内に記入すること。

また、学年による教育課程の区分を設けない全日制、定時制及び通信制の課程においては、「学年」を「年度」と読み替えること。（以下同じ。）

- 7 「各教科・科目等の学習の記録」の欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。

- (1) 「教科・科目」の欄の教科名及び科目名は、指導要録に基づいて記入すること。

「教科・科目」の欄については、各学科に共通する各教科・科目、主として専門学科において開設される各教科・科目の別が明確に区分されるよう記載すること。

（記入例）

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	
教科	科目					
	【各学科に共通する各教科・科目】					
国 語	国語総合	4				4
	古典B		3			4
	【主として専門学科において開設される各教科・科目】					
農 業	農業と環境	3				4
	食品流通		5			4

なお、留学については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「留学」と記載すること。

また、特別支援学校における自立活動又は高等学校等においてこの内容を参考として行われる特別の教育課程による障害に応じた特別の指導（いわゆる通級による指導）については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「自立活動」と記載すること。特別の教育課程による日本語指導については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「日本語指導」と記載すること。

空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

- (2) 「修得単位数の計」の欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修単位を修得したのものとして計算すること。

なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

- (3) 「評定」の欄は、5、4、3、2、1の5段階で表示すること。

また、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。

- (4) 卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、当該学年における直近の成績を総合し、高等学校として判定した成績を、最終学年の成績として記入すること。

- (5) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「2. 各教科・科目等の学習の記録」の「教科・科目」、「評定」及び「修得単位数の計」の欄に記載すること（「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示の施行について」（令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課通知（以下「通知」という。）参照）。

- 8 「各教科の学習成績の状況」及び「全体の学習成績の状況」の欄については、次のように記入すること。なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

- (1) 各教科の学習成績の状況の欄に記載する教科名について、各学科に共通する各教科・主として専門学科において開設される各教科で同一の名称がある場合には、それぞれ「共」・「専」を教科名に併記すること。

- (2) 各教科の学習成績の状況は、指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用し記載すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$(ア) \frac{\text{評定の合計数}}{\text{評定数}} = \frac{3 + 3 + 5}{3} = \frac{11}{3} = 3.66$$

- (イ) 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の理科の学習成績の状況は、「3.7」となる。

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	
教科	科目					
理 科	物理基礎	3				2
	化学基礎		3			2
	生物基礎			5		2

- (3) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目等の履修及び単位の修得をもって高等学校学習指導要領の科目の履修及び単位の修得とみなしている場合又は代替している場合についても、それらに係る学校設定科目等の評定を含めて学習成績の状況を算出すること（通知参照）。

- (4) 全体の学習成績の状況は、指導要録に基づき、すべての教科・科目の評定の合計数をすべての評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$(ア) \frac{\text{すべての教科・科目の評定の合計数}}{\text{すべての評定数}} = \frac{(\text{国語} 4 + 3) + (\text{地歴} 5 + 4 + 4) + \dots}{(\text{国語} 2) + (\text{地歴} 3) + \dots} \\ \frac{(\text{保体} 4 + 3 + 4 + 4 + 5) + \dots (\text{家庭} 5)}{(\text{保体} 5) + \dots (\text{家庭} 1)} = \frac{120}{31} = 3.87$$

- (イ) 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の全体の学習成績の状況は、「3.9」となる。

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	
教科	科目					
国 語	国語総合	4				4
	古典B		3			4
地 理 歴 史	世界史B	5				4
	日本史A		4			2
	地理A			4		2
保 体	体 育	4	3	4		8
	保 健	4	5			2
家 庭	家庭総合	5				4

（注） 保健体育のように、複数学年にわたって履修する科目については、各学年ごとの評定数をそれぞれ1科目分として取り扱い計算すること。

- 9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。

- (1) 「学習成績概評」の欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が3年を超えるものにあつては当該期間）における全体の学習成績の状況を次の区分に従って、A、B、C、D、Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

全体の学習成績の状況	学習成績概評
5.0 ～ 4.3	A
4.2 ～ 3.5	B
3.4 ～ 2.7	C
2.6 ～ 1.9	D
1.8 以下	E

- (2) 大学が希望する場合、学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に㊸（マルA）と標示することができる。

この場合、高等学校長は「備考」の欄にその理由を明示しなければならないものとする。

(3) 「成績段階別人数」の欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A〇〇人、B〇〇人、C〇〇人、D〇〇人、E〇〇人、合計〇〇人」のように記入すること。

また、(1)により、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」の欄に同一学年生徒の合計数を()内に記入すること。

10 「出欠の記録」の欄は、指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末(ないしは、最終学年の成績を判定した時点)現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。

11 「特別活動の記録」の欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること。

(1) 事実の記入に当たっては、例えば、下記の事項が考えられること。

所属する係名や委員会名、生徒会活動や学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。

(2) 所見の記入に当たっては、例えば下記の事項が考えられること。

① その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。

② 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。

12 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録の同欄の記載事項のうち、(1)～(6)については以下のとおり記載すること。なお、枠の大きさや文字の大きさは任意とする。

(1) 各教科・科目及び総合的な学習の時間の学習における特徴等については、各教科・科目等に関する学習状況の様子や特徴(積極性など)を具体的に記載すること

(2) 行動の特徴、特技等については、(1)以外の学校内外における活動の状況や特徴(積極性など)を記載すること。

(3) 部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等については、部活動やボランティア活動等の具体的な取組内容、実施期間、その活動における特徴等を記載すること。

(4) 取得資格、検定等については、民間や専門高校の校長会等が実施する資格・検定の内容、取得スコア、取得年次、取得時期等を記載すること。

(5) 表彰・顕彰等の記録については、各種大会やコンクール等の内容や時期等について記載すること。特に、国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績や科学オリンピック等における成績等を記載することが望ましい。

(6) その他、生徒が自ら関わってきた諸活動、生徒の成長の状況に関わる所見など、特に必要と認められる事項等について記入すること。

上記(1)～(6)について、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。

13 「総合的な学習の時間の内容・評価」の欄には、「総合的な学習の時間」における当該生徒の活動内容及びその評価を文章で各学年ごとに具体的に記入すること。その際には、各学校が設定した評価の観点及びそれに基づいた評価が記述されることが望ましい。

なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な学習の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。

14 「備考」の欄には、大学の希望により当該大学の学部等に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また、学校教育法施行規則第85条等の規定に基づき、学習指導要領によらない特別な教育課程の編成を行っている高等学校並びに同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあ

っては、その旨明示すること。

なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること（通知、「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について」（令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課事務連絡）及び「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について（令和2年3月30日時点）」（令和2年3月30日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課事務連絡）参照）。

また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。

- 15 記載責任者職氏名は、必ず記載し、押印すること。

なお、記載内容を訂正した場合は、訂正箇所校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合も、校長の印で割印をとること。

- 16 必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、この取扱いは、①「平成19年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」（平成18年11月2日付け18文科高第427号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知）より前に高等学校を卒業した者及び中途退学をした者、及び②「平成20年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」（平成19年12月21日付け19高大振第66号文部科学省高等教育局大学振興課長・文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知）に該当する者に係るものとする。

(1) 未履修教科・科目の「評定」の欄については空白とする。（なお、「修得単位数の計」については、記載すること。）

(2) 「各教科の学習成績の状況」の欄及び「全体の学習成績の状況」の欄については、未履修教科・科目を除いて算定した数値を記入すること。

(3) 「備考」の欄については、下記内容を記載すること。

① 未履修教科・科目名。

② 未履修は、生徒の責に帰すべき事由によるものではないこと。

③ 学習成績の状況は未履修科目を除いて算定していること。

- 17 その他、令和6年度大学入学者選抜における調査書については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の影響により、大会や資格・検定試験等の中止・延期等により、調査書の特別活動及び指導上参考となる諸事項の欄が記載できない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予定していた大会名や資格・検定試験名などを記載すること（例：「〇〇〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）。

(2) 出欠の記録に関する記載事項のうち出席停止・忌引き等の日数は、記載しない。出席停止・忌引き等の日数が推測できるため、授業日数も同様に記載しない。ただし、調査書作成に係るシステムの改修を要する場合などで、相当の負担が生じるなど、それが困難な場合には、従前の方法により調査書を作成することができる。

(3) 「令和3年度までに高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒に係る指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて」（令和3年10月6日付け3文科初第1178号文部科学省初等中等教育局長通知）により、指導要録の「出欠の記録」の「備考」の欄にオンラインを活用した特例の授業の参加日数を記載することとされたことを踏まえ、調査書の「出欠の記録」の「備考」の欄にも同様に、オンラインを活用した特例の授業の参加日数について記載する。

活動報告書のイメージ例

氏名 ()

(1) 学業に関する活動	
① 学内での活動内容	活動期間 ()
※「総合的な学習の時間」、部活動、生徒会活動等において取り組んだ課題研究等	
② 学外での活動内容	活動期間 ()
※ボランティア活動、各種大会・コンクール、留学・海外経験等	

(2) 課題研究等に関する活動

① (課題テーマを選んだ理由)

② (概要・成果)

(3) 資格・検定等に関する活動		
資格・検定・試験等の名称	級・スコア等	取得等の年月

学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組として、実践事例集を作成しましたのでお知らせします。「生命（いのち）の安全教育」は、各自治体や学校等で取組を進めていただくことが重要であるため、全国の学校等において本事例集を御活用いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和5年7月5日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市保育所・認定こども園担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課
高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「生命（いのち）の安全教育推進事業」の取組に関する実践事例集について（周知）

平素より文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

文部科学省では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）を踏まえ、子供たちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」教材及び指導の手引きを作成し、公表しています。

また、これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとなっております。

さらに、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」においては、「生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう、これまで構築した多種多様な指導モデルも活用しながら、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。」とされています。

このような中で、学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全

国展開を加速化するための取組の一つとして、実践事例集を作成しました。本事例集は、幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例を、全体計画、目標、学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、指導上の留意点等の構成によりまとめています。

昨年 12 月に改訂された生徒指導提要では、課題未然防止教育として、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施することとされており、各自治体や学校等で取組を進めていただくことが重要であるため、全国の学校等において本事例集を御活用いただきますようお願いいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、市（指定都市を除く）町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、各都道府県におかれては、市町村及び所轄の私立学校法人、保育所、認定こども園に対して、各指定都市・中核市におかれては、所轄の保育所、認定こども園に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては、その設置する学校等に対して、高等専門学校及び公立大学法人を設置・設立する各地方公共団体におかれましては、その設置・設立する高等専門学校及び公立大学法人に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

<「生命（いのち）の安全教育」の取組に関する実践事例集>

文部科学省HP「性犯罪・性暴力対策の強化について」に掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

※同ページには、「生命（いのち）の安全教育」の教材をはじめ、「生命（いのち）の安全教育」を実施するに当たり参考となる情報を掲載し、随時更新しております。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画学習室 男女共同参画推進係

電 話：03(6734)2654

Eメール：danjo@mext.go.jp